

愛媛県立医療技術大学メディカルオンライン提供
業務委託契約書（案）

公立大学法人愛媛県立医療技術大学 理事長 （以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県立医療技術大学メディカルオンライン提供委託業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託の期間）

第2条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（委託料）

第3条 甲は乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額
金 円）を支払う。

2 1の委託料は4回に分けて支払うものとし、各回の対象期間及び支払額は次のとおりとする。

	対象期間	支払額
第1回	令和8年4月～令和8年6月分	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
第2回	令和8年7月～令和8年9月分	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
第3回	令和8年10月～令和8年12月分	円 (うち消費税及び地方消費税 円)
第4回	令和9年1月～令和9年3月分	円 (うち消費税及び地方消費税 円)

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、この委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書を提出するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書を提出するものとする。ただし、軽微な変更は除くものとする。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了確認)

第10条 乙は、四半期に一度、実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了について確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の確認終了後、乙は、速やかに第3条に定める委託料を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程（平成 22 年規程第 54 号）によるものとし、同規程に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長

乙